

平成23年度特別調整交付金
(算定省令第6条第9号)
に関する
Q & A

平成23年9月9日

【長寿・健康増進事業】

(問1) 総費用額が交付基準額を超えた場合の算定方法如何。

(答)

総費用額が交付基準額を超えた場合には、平成20年度の人間ドック等の費用助成額から当該年度の人間ドック等の費用助成額の増加額を交付基準額に加算して交付する。ただし、総費用額が交付基準額を超えた金額が、人間ドック等の費用助成額の増加額より少額の場合は、総費用額が交付基準額を超えた金額を交付基準額に加算して交付する。

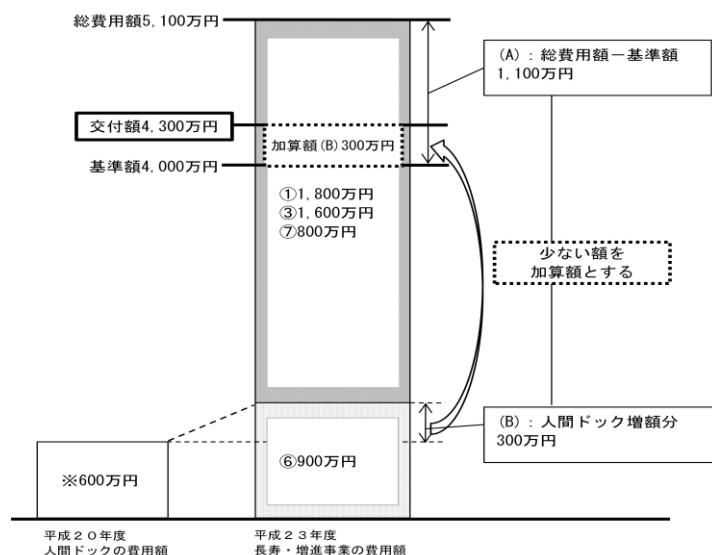
算定例は、以下のとおり。

【例1】

交付基準額	4,000万円
①健康教育事业	1,800万円
③保養施設の利用助成	1,600万円
⑥人間ドックの費用助成	900万円
⑦その他	800万円
総費用額	5,100万円
※平成20年度の人間ドックの費用助成額・・・600万円 (先駆的・先進的であると認められた事業・・・なし)	

《算定結果》

交付額	4,300万円(加算額300万円)
内訳	⑥人間ドックの費用助成 900万円
	⑥人間ドックの費用助成以外 3,400万円
※人間ドックの費用助成は全額交付とする。	

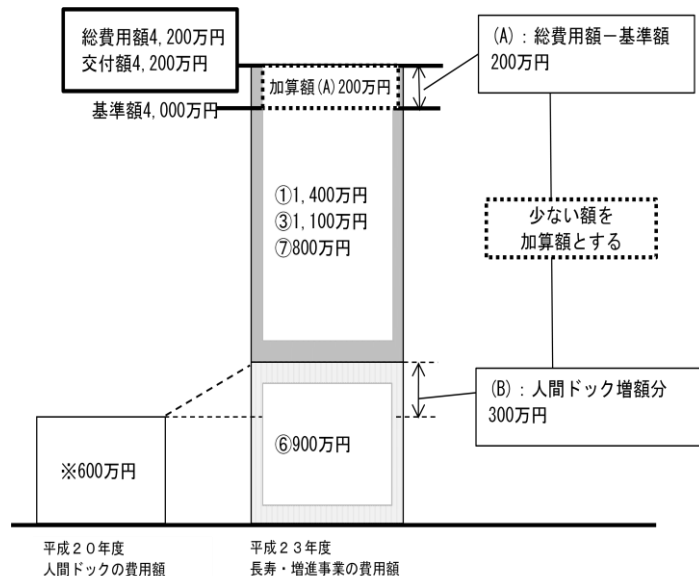


【例2】

交付基準額	4,000万円
①健康教育事业	1,400万円
③保養施設の利用助成	1,100万円
⑥人間ドックの費用助成	900万円
⑦その他	800万円
総費用額	4,200万円
※平成20年度の人間ドックの費用助成額・・・600万円 (先駆的・先進的であると認められた事業・・・なし)	

《算定結果》

交付額	4,200万円(加算額200万円)
内訳	⑥人間ドックの費用助成 900万円
	⑥人間ドックの費用助成以外 3,300万円



(問2) 健康診査事業における「医師が個別に必要と判断した場合に行う追加項目」とは具体的にどのような項目を指すのか。

(答)

「平成23年度後期高齢者医療制度事業の実施について」(平成23年3月29日付け保高発0329第1号高齢者医療課長通知)の、「1. 健康診査事業」の(コ)で示している医師が個別に必要と判断した場合に行う次にあげる項目を指す。(以下「追加項目」という)

- ・貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定)
- ・心電図検査(12誘導心電図)
- ・眼底検査

(問3) 健康診査事業について費用助成する目的如何。

(答)

後期高齢者医療制度における健康診査と、介護保険制度における生活機能評価のうち生活機能チェック及び生活機能検査(以下「生活機能評価の検査等」という。)を同時実施した場合に、重複する検査項目の費用については、介護保険制度にて負担することとなっているが、生活機能評価の検査等の任意化に伴い、生活機能評価の検査等を実施しない市町村において後期高齢者の健診を実施する場合は、後期高齢者医療制度にて新たな費用負担が発生することとなるため、その費用負担の軽減を図ることを目的としている。

(問4) 健康診査事業の交付額の算定方法如何。

平成23年度に行った追加項目に係る対象経費の実支出額に補助率1/3を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、平成22年度において、生活機能評価の検査等と同時実施(以下「同時実施」という。)をしていた市町村の場合にのみ対象となる。

以下①及び②の場合がある。

- ①平成22年度において同時実施をし、平成23年度においても同時実施する市町村の場合

眼底検査の実施に要する費用のみを対象とする。

(貧血検査及び心電図検査については、生活機能評価の検査等の検査項目であるため、同時実施すれば、実施に要する費用は介護保険制度にて負担することとなる

ため。)

- ② 平成22年度において同時実施をしていたが、平成23年度は生活機能評価の検査等を廃止したため同時実施できない市町村の場合
貧血検査、心電図検査及び眼底検査に要する費用を対象とする。

(問5)「健康診査と生活機能評価の検査等の同時実施」の定義とは何か。

(答)

生活機能評価は基本チェックリスト、生活機能チェック及び生活機能検査で構成されており、以下の①及び②の場合に同時実施と定義する。

- ① 健康診査と生活機能チェックの両方を実施する場合
② 健康診査と生活機能チェック及び生活機能検査の両方を実施する場合
健康診査と基本チェックリストのみを実施した場合は、生活機能評価と同時実施することとはならない。

(問6)追加項目について、全て実施しないと追加項目を実施したものとして補助の対象にならないのか。

(答)

追加項目について、いずれか1項目でも実施した場合は、実施した項目分に係る費用を補助対象とする。

【東日本大震災に係る経費】

(問1) 交付金の対象となる経費は何か。

(答)

東日本大震災により被災した被保険者に対して実施した特例措置における

(1) 一部負担金等免除の2割分

(2) 保険料減免の2割分(平成24年3月分は10割)

(3) 被保険者証等の再送付経費等

を対象とする。

(問2) (問1)の(答)中、(1)(2)の交付対象の対象となる時期はいつか。

(答)

「東日本大震災に係る後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」(平成23年5月31日付け保高発0531第1号高齢者医療課長通知)における交付基準のとおり。

(問3) (問1)の(答)中、(3)被保険者証等の再送付経費等についてはどういった経費が対象となるか。

(答)

所得の再判定により要した被保険者証等の作成に係る封入・郵送経費を対象とする。

(問4) (問1)の(答)中、(3)被保険者証等の再送付経費等に係る封入・封かん等を委託した場合は、対象経費となるか。

(答)

当該事業に関するものとして経費を区別できる場合は対象となる。また、通常業務をするために雇用している臨時職員等が行った場合は対象外であるが、雇用の目的(作業内容)が明確に当該事業に限定できている場合は対象経費として差し支えない。

【口蹄疫の条例減免に対する財政支援】

(問1) 交付金の対象となる交付額はいくらか。

(答)

「平成22年4月以降に発生した口蹄疫の影響により手当金等の交付を受けた者の一部負担金等の取扱いについて」(平成23年7月8日付け高齢者医療課事務連絡)に基づき、手当金等の交付を受けた各被保険者に係る保険料の減免額のうち、以下の式により算定される額について交付を行う。

$$\text{※交付額} = A - r \times (B - C)$$

A : 平成 22 年度保険料の所得割額 (賦課額)

B : 平成 23 年度保険料の所得割額の算定の基礎に用いる所得金額

C : 平成 23 年度の手当金等に係る所得の金額

r : 各広域連合における平成 23 年度の所得割率